

令和5年4月1日から自転車乗用時の

ヘルメット着用 努力義務化!

命を守るために
ヘルメットを
着用しましょう!

令和5年(2023年)4月1日施行
道路交通法一部改正

道路交通法第63条の11

(自転車の運転者等の遵守事項)

1. 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。
2. 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。
3. 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

氷見きときと
交通安全広報大使
島 絵理菜さん

氷見市交通安全対策協議会、氷見市交通安全協会、氷見警察署

みんなで守ろう



自転車の交通ルール

自転車安全 利用 五則

令和4年11月1日より
自転車安全利用五則が
新しくなりました。

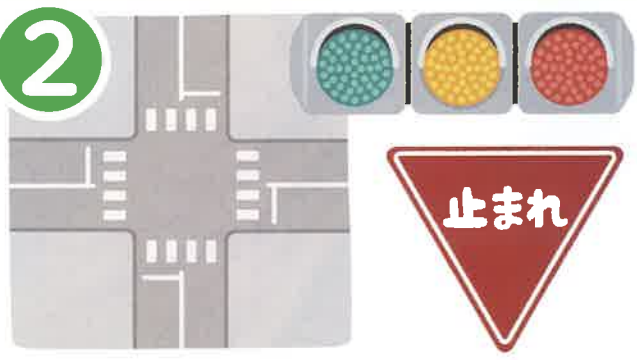


1



車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先

2



交差点では信号と
一時停止を守って、安全確認

3



夜間は
ライトを点灯

4



飲酒運転は
禁止



5



ヘルメット
を着用

